

S サービス産業動向調査 調査票の記入のしかた ～調査票を記入する前にお読みください～

サービス産業動向調査は、毎月サービス産業（第3次産業）全体の生産と雇用の動向を明らかにし、GDP（国内総生産）の四半期別速報（QE）を始めとする様々な経済指標の精度向上に資することを目的として実施する統計調査です。

この調査は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）における、「H 情報通信業」、「I 運輸業」、「L 不動産業」、「M 飲食店、宿泊業」、「N 医療、福祉」、「O 教育、学習支援業」、「Q サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業活動を行っている全国の事務所・店舗・施設等が対象となります。

なお、行政機関を含め公的機関も対象となります。

調査票は、事業所ごとに記入してください

- 事業所とは、サービスの提供等が行われている個々の場所をいいます。
- 店舗、事務所、営業所、医院、旅館などのように固定的な場所で事業を行っている場合は、その場所が事業所となります。
- 個人タクシーなど事業を行う場所が一定しない場合や個人教授、著述家など自宅の一部で事業を営んでいる場合は、自宅が事業所となります。
- 本社、支社、営業所、出張所などは、それぞれ、その場所ごとに事業所となります。
- この調査は、事業所単位で実施することとしています。企業全体の主な事業がサービス産業でない場合でも、事業所単位でサービス産業に含まれる事業を行っている場合は、調査対象となります。
- 対象となった事業所の従業者数及び売上高（収入額）を記入してください。企業全体の従業者数及び売上高（収入額）ではありません。

調査月によって、調査票が異なります

- 調査開始1か月目は「1か月目用調査票」、2か月目以降は「月次調査票」を用いて調査を実施します。

調査票の記入に当たっては以下の点に注意してください

- 調査票の記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。ボールペンやサインペンは、使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入し直してください。
- 調査票は汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。
- 金額欄は、千円未満を四捨五入し千円単位で記入してください。
また、「¥」記号は付けないでください。
- 数字は、枠内に1文字ずつ、右づめで記入してください。

【数字の記入例】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

総務省統計局

【1か月目用調査票】

あらかじめ記載されている事業所の名称又は住所に変更がある場合は、当該箇所を横線で抹消し、訂正してください。

【事業所の月間売上高（収入額）】

売上高（収入額）とは、この事業所においてサービス等を提供した対価として得られたもの（消費税などの間接税を含む）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいいます。

売上高（収入額）は、この事業所における全売上高（収入額）を記入してください。

【公的機関の売上高（収入額）】

公的機関の事業所の場合は、提供サービスに係る経費（調査月の執行額（歳出額））を記入してください。また、月額の経費を計上することが難しい場合は、予算額を月数で等分した額を売上高として記入してください。

【売上高（収入額）に含めるもの】

- 受託販売…販売手数料収入
- 委託販売…委託先で販売した実際の販売額
- 不動産代理業・仲介業…代理手数料収入、仲介手数料収入など
- 医療業・介護事業…医療保険・介護保険からの受取保険料、利用者の自己負担など
- 会社以外の法人及び法人でない団体…事業・活動によって得た収入、事業・活動を継続するための収入（運営費交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員の負担金など）

【売上高（収入額）に含めないもの】

- 預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- 事業外で有価証券、土地や建物などの財産（資産）を売却して得た収入
- 借入金
- 本所・本社・本店などから支給される支所・支社・支店の運営経費
- 個人経営の事業所の事業主や家族が勤めに出て得た勤労収入

【売上高（収入額）の計上時点】

- 売上高（収入額）は、代金を受領した月に関係なく、サービス等を提供した月の売上高（収入額）としてください。
 (例) 割賦販売については、サービス等を提供した月に計上してください。
 学習塾などで授業料を3か月分まとめて受け取った場合、授業を実施した期間（3か月間）で均等割りして計上してください。
 ソフトウェア開発などの長期にわたる事業については進行状況に応じて計上してください。
- 売上高（収入額）は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月間のものを記入することは差し支えありませんが、その後の月次調査では、その期間を変更しないようにしてください。

【その他】

- 企業外部へサービスの提供を行っていない事業所の場合（ニュースの取材のみを行う新聞社支局、企業内の研究のみを行う研究所、企業内の各支店などを統括する総務・労務等の事務のみを行う事業所など）は、売上高（収入額）欄には「0」千円と記入してください。
- 修理センターなどで、代金がこの事業所に直接支払われず、本社等に振り込まれている場合は、その振込代金は本社の売上高（収入額）とはせず、実際にサービスを提供した事業所の売上高（収入額）としてください。
- 会社の独身寮や保養所の収入金額は、入居者や利用者から支払われる金額となります。なお、あらかじめ給与から差し引かれている寮費や利用代金なども含まれます。
- 事業所の月間売上高（収入額）がどうしても算出できない場合は、概算額を記入してください。

【経営組織及び資本金等の額】

【1か月目用調査票】

【経営組織】

- **個人経営**とは、個人が事業を営んでいる場合をいいます。会社や法人組織にならない共同経営の場合も個人経営となります。
- **外国の会社**とは、外国で設立された法人の支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。なお、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は含まれません。
- **会社以外の法人**とは、会社以外で法人格を持っている団体をいい、**国及び地方公共団体**も含みます。

(例) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、財團法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、更生保護法人、国民健康保険組合、共済組合、弁護士法人、監査法人、税理士法人など

- **法人でない団体**とは、団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、協議会、管理組合などで、法人格を持たないものが該当します。

【資本金又は出資金・基金の額】

- 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社については、支所・支社・支店・営業所の場合も企業の資本金・出資金・基金を記入してください。

【事業所の月末の従業者数】

月末に最も近い営業日における従業者数を記入してください。

- 「(1) この事業所に所属する従業者数」は派遣又は下請として、他の会社など別経営の事業所で働いている人を含みません。
- 派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人とは、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人及び請負先の事業所に行って、請け負った仕事を行っている人をいいます。
- **有給役員**とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」欄に含めます。また、役員であっても、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は、従業者としません。

公的機関の事業所の場合、有給役員は「0」人と記入してください。

- **個人業主**とは、個人経営の事業主をいいます。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者とします。

- **無給の家族従業者**とは、個人業主の家族などで、賃金や給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金や給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」欄又は「④ 臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）」欄に含めます。

- **常用雇用者**とは、期間を定めないで、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は当月とその前月にそれぞれ18日以上雇用している人をいいます。

- 「② 正社員・正職員などと呼ばれている人」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれている人をいいます。

- 「③ ②以外の人」とは、常用雇用者のうち、一般に嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

- 「④ 臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

- **派遣又は下請として、他の会社など別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人**とは、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら、この事業所で働いている人及び下請の仕事をこの事業所で行っている人をいいます。

ご協力ありがとうございました ～記入内容をいま一度ご確認ください～

確認のポイント

調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないかご確認をお願いします。

記入もれなどがあった場合、確認させていただく場合があります。

【経営組織】（1か月目用調査票）

- いずれか一つに○印があるか。

【資本金又は出資金・基金の額】（1か月目用調査票）

- 経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社の場合、金額が記入されているか。

【事業所の月末の従業者数】（1か月目用調査票及び月次調査票）

- 記入もれはないか。また、該当する従業者がいない場合は、「0」と記入されているか。
- 人数は右づめで記入されているか。
- 「① 有給役員 個人業主 無給の家族従業者」欄から「④ 臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）」欄までの合計と「総数（①～④の合計）」欄が一致するか。

【事業所の月間売上高（収入額）】（1か月目用調査票及び月次調査票）

- 記入もれはないか。また、売上高（収入額）がない場合は、「0」と記入されているか。
- 金額は右づめで記入されているか。

【事業所の主な事業の種類】（1か月目用調査票）

- 「1. はい」又は「2. いいえ」のいずれかに○印があるか。
- 「2. いいえ」に○印がある場合、「現在行っている主な事業の内容」は記入されているか。

この調査は法律に基づいて行われるもので、秘密は厳守されます

調査票に記入された内容は、統計法によって保護されています。

- 調査員や統計調査に従事する者には、守秘義務が課せられています。
- 税金の徴収や、勧誘などに調査票を使用することはありません。
- 集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

調査票に関する照会について

調査票をご提出いただいた後に、調査票の内容に、記入漏れや記入誤りなどがあった場合は、サービス産業動向調査実施事務局又は総務省統計局から確認の電話をさせていただく場合があります。

お問い合わせ窓口

【フリーダイヤル】 ☎ 0120-250-069

【直通電話】 03-3590-0506

【受付時間】 平日（土・日・国民の祝日を除く） 9：00～18：00

総務省統計局 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

● 総務省統計局ホームページ

統計局

検索

● サービス産業動向調査ホームページ

サービス産業動向調査

検索